

## 新司法試験における実施・運営上の措置等

## 【受験案内及び試験会場において周知している事項】

- ・ 試験時間中に机の上に置けるものの制限  
受験票，筆記具，時計，ストップウォッチ，メガネ等
- ・ 筆記具の制限  
B又はHBの鉛筆（シャープペンシル不可），プラスチック製消しゴム，  
黒インクのボールペン又は万年筆
- ・ 試験時間中に机の上に置かないものの取扱いの制限  
鞆の中
- ・ 試験問題配付後及び試験時間中に試験室を出ること（一時退出）の禁止  
トイレも原則禁止
- ・ すべての電子機器類の取扱いの制限  
携帯電話等すべての電子機器類は電源を切ってかばんにしまう  
※ 監督員，監督補助員についても，携帯電話は電源を切った上，試験室に持ち込まない
- ・ 耳栓の使用の禁止
- ・ 時計のアラーム機能の使用禁止

## 【試験会場において周知している事項】

- ・ 机の天板下の棚にもものを入れることの禁止
- ・ 途中退出者に対する試験問題持ち出しの禁止  
試験時間が終了するまでは，当該途中退出者の試験問題は監督員が保管

## 【その他】

- ・ 試験時間中における，複数の監督員及び監督補助員による試験室内の巡視
- ・ 試験問題は，指定された試験会場の指定された席に着席している受験者にのみ配付

## 【参考事項】

- ・ 試験時間中の喫煙・飲食の禁止  
水分補給のため，ふた付きのペットボトルのみ持ち込み可
- ・ 途中退出可能時間の制限：試験開始後及び試験終了前
- ・ 試験室の規模に応じ監督員を1名以上配置した上，監督員監督補助員は40名につき1名以上を配置